



介護保険制度

問 保健福祉課 ☎7-5291

みんなで支えあう制度です

介護保険制度は、市区町村が保険者となって運営しています。40歳以上の皆さんは、加入者(被保険者)となって保険料を納め、介護が必要になったとき、費用の一部を支払ってサービスを利用できる仕組みです。

介護保険に加入する方(被保険者)

介護や支援が必要と認められたら、介護保険のサービスが利用できます。

- 保険料を納めます。
- サービスを利用するため、要介護認定の申請をします。
- サービスを利用し、利用料を支払います。

第1号被保険者
65歳以上の方

第1号被保険者は、原因を問わず介護や日常生活の支援が必要になったとき、市区町村の認定を受け、サービスを利用できます。

年金が年額18万円以上

年金が年額18万円未満など

特別徴収

年金の定期支払いの際、保険料が天引きされます。

普通徴収

送付される納付書にもとづき、保険料を個別に納めます。

第2号被保険者
**40歳以上
65歳未満の方**

第2号被保険者は、老化が原因とされる病気(特定疾病)により介護や支援が必要となったとき、市区町村の認定を受け、サービスを利用できます。

加入している医療保険の保険料に上乗せして納めます。

鹿部町(保険者)

申請内容に基づき、介護保険認定と支給決定を行います。

- 制度の運営
- 要介護認定調査の実施
- 要介護認定
- 被保険者証の交付
- サービスの確保と整備

要介護認定の申請・保険料の納付

被保険者証の交付・要介護認定

地域包括支援センター

介護予防や地域の総合的な相談の拠点として、設置されています。

- 介護予防ケアマネジメント
- 総合的な相談・支援
- 権利擁護、虐待の早期発見・防止
- ケアマネジャーへの支援

社会福祉士

主任ケアマネジャー

保健師など

介護報酬の支払い

サービス事業者

利用者に合ったサービスを提供します。

- 指定を受けた社会福祉法人、医療法人、民間企業、非営利組織などが提供
- 在宅サービスや施設サービス、地域密着型サービスを提供

サービスの提供

利用料の支払い



福祉・健康

広告

社会福祉法人 渡島福祉会

鹿部258-7

渡島リハビリテーションセンター TEL.01372-7-3321



障害者支援施設 介護老人福祉施設 通所介護事業所
居宅介護支援事業所 診療所

<http://www.oshima-rehabili.com>

募 集

正・准看護師
介護員(未経験者可)

施設利用者
随時受入中

